

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省4(Ⅸ-1-3))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	障害児支援の提供体制の整備等を進めること(施策目標Ⅸ-1-3) 基本目標Ⅸ:障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策大目標1:必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること		担当部局名	障害保健福祉部企画課	作成責任者名	企画課長 矢田貝 泰之
	○ 障害者総合支援法及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)では、障害のある人に必要なサービスが提供されるよう、将来に向けた計画的なサービス提供体制の整備を進める観点から、国の定める基本的な指針(以下「基本指針」という。)に則して、市町村及び都道府県が、数値目標と必要なサービス量の見込み等を記載した障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定することとしている。 ○ 令和2年5月に、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画(第6期障害福祉計画等)策定のため、基本方針の改正を行った。市町村、都道府県は、この基本方針に即して3年間の計画(第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画)を作成するとともに、計画に盛り込んだ事項について、定量的に調査、分析、評価を行い、障害福祉施策を総合的、計画的に行っていくこととされている。 ○ なお、基本方針において成果目標を設定した項目は、①施設入所者の地域生活への移行、②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、③地域生活支援拠点等が有する機能の充実、④福祉施設から一般就労への移行等、⑤障害児支援の提供体制の整備等、⑥相談支援体制の充実・強化等(新規項目)、⑦障害福祉サービス等の質の向上(新規項目)である。					
1	<ul style="list-style-type: none"> 障害児及びその家族が、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援が受けられるよう、児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援について、引き続き全市町村(又は圏域)における設置及び実施体制の確保を目指す必要がある。 難聴児の支援に当たっては、関係機関が連携し切れ目のない支援を行うことが重要であり、各都道府県において難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する必要がある。 重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるよう、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、引き続き全市町村(又は圏域)における設置及び実施体制の確保を目指す必要がある。 医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるよう、引き続き関係機関等の連携のための協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)を設置を進めるとともに、医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネータの配置を進める必要がある。 					
目標1 (課題1)	障害児支援の提供体制の整備等		○ 障害児及びその家族が、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援が受けられるよう、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要であるため。			

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
○ ① 児童発達支援センターを設置している自治体数	-	-	各市町村(又は圏域)に1箇所以上	令和5年度	-	-	各市町村に1箇所以上	各市町村(又は圏域)に1箇所以上	各市町村(又は圏域)に1箇所以上	児童発達支援センター(児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターをいう。)については、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図ることが必要であるため。	障害児及びその家族が、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援が受けられるよう、児童発達支援センターの設置について、引き続き全市町村(又は圏域)における設置及び実施体制の確保を目指す必要があるため。
○ ② 保育所等訪問支援を利用できる体制を構築している自治体数	-	-	すべての市町村で利用できる体制を構築	令和5年度	-	-	すべての市町村で体制を構築	すべての市町村で利用できる体制を構築	すべての市町村で利用できる体制を構築	保育所等訪問支援(児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。)を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進を図る必要があるため。	障害児及びその家族が、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援が受けられるよう、保育所等訪問支援について、引き続き全市町村(又は圏域)における設置及び実施体制の確保を目指す必要があるため。
○ ③ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を設置している自治体数	-	-	各市町村(又は圏域)に1箇所以上	令和5年度	-	-	各市町村に1箇所以上	各市町村(又は圏域)に1箇所以上	各市町村(又は圏域)に1箇所以上	重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるよう、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図る必要があるため。	重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるよう、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、引き続き全市町村(又は圏域)における設置及び実施体制の確保を目指す必要があるため。

達成手段1 (開始年度)		令和2年度	令和3年度	令和4年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和4年度行政事業レビュー事業番号															
		予算額 執行額	予算額 執行額																			
(1)	障害児施設措置・給付 (昭和23年度)	359,919百 万円	388,962百 万円	430,930百 万円	-	①障害児通所・入所給付費等 都道府県等が支弁する障害児通所給付費及び障害児入所措置費・給付費に要する費用の1/2を負担する。(補助率:1/2) ②障害児相談支援給付費 障害児の心身の状況等を勘案し、障害児の通所支援に係る障害児支援利用計画を作成するとともに、障害児の通所支援の利用状況を検証し、障害児利用計画の見直し等を行う。(補助率:1/2) ※平成26年度から、障害児入所給付費等、障害児入所医療費等となる。 障害児通所・入所施設等において障害児に対する保護、訓練等を行うため、都道府県等が支弁する障害児通所給付費及び障害児入所措置費・給付費等に要する費用を補助することにより、障害者等の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。	2022-厚労-21-0832															
		289,203百 万円	331,554百 万円																			
(2)	児童福祉事業助成 (昭和37年度)	13百万円	13百万円	11百万円	-	① 在宅心身障害児(者)及び保護者に対する相談、療育指導。 ② 在宅心身障害児(者)の保護者、ボランティアを対象に、専門家による講義、実技指導等の療育研修。 ③ 在宅の障害児及びその家族に対し、医師等の療育担当者が宿泊をともにし、基本動作の指導及び機能訓練等を実施等。 ・補助率:定額(10/10) 障害児(者)、保護者、及び施設職員等に対し、相談・療育指導、療育研修等を行うことにより、障害者等の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。	2022-厚労-21-0833															
		12百万円	12百万円																			
(3)	特別児童扶養手当等給付 (昭和39年度)	173,456百 万円	176,037百 万円	179,931百 万円	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>対象</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別児童扶養 手当給付費</td> <td>特別児童扶養 手当受給者</td> <td>国10/10</td> </tr> <tr> <td>特別障害者手当等 給付費負担金</td> <td>特別障害者手当等 受給者</td> <td>国3/4、 都道府県、市又は 福祉事務所設置町村1/4</td> </tr> <tr> <td>事務取扱交付金</td> <td>都道府県及び市町村</td> <td>国10/10</td> </tr> <tr> <td>特別児童扶養手当 支給業務庁費</td> <td>システム維持・ 保守会社</td> <td>国10/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、地方公共団体が障害児(者)及び、障害児を監護又は養育する者に対して受給資格の認定等を行い、当該受給資格者に対し特別児童扶養手当等を支払うもの。</p> <p>精神又は身体に障害を有する障害児者に対して特別児童扶養手当等を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。</p>	事業名	対象	補助率	特別児童扶養 手当給付費	特別児童扶養 手当受給者	国10/10	特別障害者手当等 給付費負担金	特別障害者手当等 受給者	国3/4、 都道府県、市又は 福祉事務所設置町村1/4	事務取扱交付金	都道府県及び市町村	国10/10	特別児童扶養手当 支給業務庁費	システム維持・ 保守会社	国10/10	2022-厚労-21-0834
		事業名	対象				補助率															
特別児童扶養 手当給付費	特別児童扶養 手当受給者	国10/10																				
特別障害者手当等 給付費負担金	特別障害者手当等 受給者	国3/4、 都道府県、市又は 福祉事務所設置町村1/4																				
事務取扱交付金	都道府県及び市町村	国10/10																				
特別児童扶養手当 支給業務庁費	システム維持・ 保守会社	国10/10																				
171,552百 万円	175,065百 万円																					
(4)	心身障害者扶養共済制度運営費 (昭和44年度)	4,610百万 円	4,611百万 円	4,611百万 円	-	都道府県及び指定都市が独立行政法人福祉医療機構に対し、納付することとなっている過去の積立不足分及び年金給付に必要な費用の不足分の財政支援(特別調整費)について補助するもの。 都道府県及び指定都市に対し、心身障害者扶養共済制度の運営に係る事務費について補助するもの。 対象 :心身障害者扶養共済制度を実施する都道府県及び指定都市 補助率:国1/2、都道府県及び指定都市1/2 過去の積立不足分及び年金給付に必要な費用の不足分について補助することにより、当該制度の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にし、障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対して保護者の抱く不安の軽減が図られる。	2022-厚労-21-0801															
		4609百万 円	4,608百万 円																			
(5)	心身障害者扶養保険対策 (昭和44年度)	109百万円	104百万円	104百万円	-	心身障害者扶養保険事業の事業運営に必要な経費を交付するものである。交付先:独立行政法人福祉医療機構 ・補助率:国10/10 独立行政法人福祉医療機構が行う心身障害者扶養保険事業の保険料及び年金資産の総合管理を行うために必要な経費を交付することにより、当該事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にし、障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対して保護者の抱く不安の軽減が図られる。	2022-厚労-21-0848															
		109百万円	104百万円																			
(6)	特別障害給付金給付に必要な経費 (平成17年度)	2,824百万 円	2,675百万 円	2,515百万 円	-	国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を考慮し、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者の福祉の増進を図るため、国庫負担金等を財源として、特別障害給付金の給付を行う。	2022-厚労-21-0852															
		2,516百万 円	2,369百万 円																			
(7)	障害者医療費(再掲) (平成17年度)	232,188百 万円	236,399百 万円	243,492百 万円	-	障害者総合支援法に基づき、障害者・障害児の障害を除去・軽減するために指定自立支援医療機関において必要な医療を受けた場合に、自立支援医療費を支給する。(国庫負担率:1/2) 自立支援医療受診者の医療費を軽減し、障害者・障害児の心身の障害の除去・軽減にかかる負担を緩和することによって、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする効果があると見込んでいる。	2022-厚労-21-0829															
		229,329百 万円	235,544百 万円																			

(8)	障害者自立支援給付(再掲) (平成18年度)	1,268,025 百万円	1,321,002 百万円	1,395,888 百万円	1~3	<p>① 介護給付費・訓練等給付費(補助率:1/2) 障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、ホームヘルプ、グループホーム、就労移行支援事業等の障害福祉サービスを計画的に確保する。</p> <p>② 療養介護医療費(補助率:1/2) 療養介護を利用している障害者に対し、医療に要した費用について、療養介護医療費を支給する。</p> <p>③ 計画相談支援給付費(補助率:1/2) 障害者の心身の状況等を勘案し、利用する障害福祉サービス等に係るサービス等利用計画を作成するとともに、障害福祉サービス等の利用状況を検討し、サービス等利用計画の見直し等を行う。</p> <p>④ 地域相談支援給付費(補助率:1/2) 入院・入所中の障害者に対し、住居の確保や地域生活に移行するための相談等を実施するとともに、居宅において単身で生活する障害者等に対して、常時の連絡体制を確保して緊急の事態における相談等を実施。</p> <p>⑤ 補装具費(補助率:1/2) 障害者等が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として自立自活するための素地を育成助長することを目的として、障害者等の身体機能を補完又は代替する用具(補装具)の購入等に要する費用の100分の90に相当する額を支給する。</p>	2022-厚労-21-0828
		1,213,762 百万円	1,300,874 百万円				
(9)	重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業(再掲) (平成24年度)	1,180百万 円	893百万円	1,179百万円	-	<p>以下の要件を満たす市町村(指定都市、中核市、特別区及び人口30万人以上の市町村を除く。)に対し、国庫負担基準を超過する金額の一定の範囲内で費用を助成する。(補助率:1/2)</p> <p>① 国庫負担基準の区分間合算を適用しても、なお、国庫負担基準を超過する市町村</p> <p>② 都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援事業」の対象外の市町村及び対象となるがなお超過額のある市町村 重度障害者の割合が著しく高い等のことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超過している小規模な市町村に対し財政支援を行うことにより、重度障害者の地域生活を図ることができると見込んでいる。</p>	2022-厚労-21-0860
		1,180百万 円	1,323百万 円				
(10)	発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル事業 (平成26年度)	29百万円	29百万円	20百万円	-	<p>①発達障害児者支援開発事業 発達障害児者のうち既存の保健や福祉等の支援では対応が困難な行動障害・二次的障害がある者に対する予防・改善のための支援手法の開発等(平成29年度より、発達障害児者地域生活支援モデル事業へ名称を変更し、地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業へ移行。)</p> <p>②重症心身障害児者支援体制整備モデル事業 重症心身障害児者支援センターにおけるコーディネーターの配置、重症心身障害児者を直接支援する医療・福祉・教育等機関との連携体制の構築、県内関係機関との連絡調整等</p> <p>(②については、平成29年度より、医療的ケア児支援促進モデル事業へ名称変更。平成31年度より、医療的ケア児等総合支援事業に統合。)</p> <p>※予算額については、発達障害児者地域生活支援モデル事業の予算を計上</p>	2022-厚労-21-0830
		12百万円	10百万円				
(11)	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 (平成28年度)	22百万円	22百万円	19百万円	-	<p>発達障害における早期発見・早期支援の重要性に鑑み、最初に相談を受け、又は診療することの多いかかりつけ医等の医療従事者に対して、発達障害に関する国の研修内容を踏まえた対応力向上研修を都道府県等で実施し、どの地域においても一定水準の発達障害の診療、対応を可能とし、早期発見・早期支援の推進を図る。(補助率 国:1/2 都道府県・指定都市:1/2)(平成29年度より、地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業へ移行。)</p>	2022-厚労-21-0830
		11百万円	13百万円				
(12)	医療的ケア児等医療情報共有サービス基盤構築事業 (平成30年度)	181百万円	264百万円	-	-	<p>医療的ケア児等が遠方への外出時等に緊急搬送された場合に、かかりつけ医以外の医療機関であっても医療情報が適切に共有されるためのシステムを構築・運用するための委託事業。</p>	2022-厚労-21-0864
		43百万円	91百万円				
(13)	医療的ケア児等総合支援事業 (令和元年度)	139百万円	223百万円	405百万円	-	<p>人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童(以下「医療的ケア児」という。)の地域における受け入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ることができると見込んでいる。</p>	2022-厚労-21-0830
		132百万円	193百万円				
(14)	社会福祉施設等施設整備(災害復旧費含む)(再掲) (昭和21年度)	28,871百万 円	5,041百万 円	21,317百万 円	-	<p>【①社会福祉施設等施設整備費補助金】 「生活保護法」、「児童福祉法」、「障害者総合支援法」等に規定された社会福祉施設等に対する整備の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図る。</p> <p>【②社会福祉施設等災害復旧費補助金】 豪雨、地震その他自然災害により被災した社会福祉施設等の復旧については、実地調査を行い被害額を確定した上で、その復旧に要する経費の一部を補助することにより災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保する。</p> <p>【③心身障害児総合医療療育センター施設整備】 国の財産である心身障害児総合医療療育センターを円滑、適正に運営するため、施設整備を実施し、もって、障害のある児童等への療育の向上を図ることを目的とする。</p> <p>【④点字図書館施設整備】 視覚に障害のある方の意思疎通を支援する日本点字図書館において、施設運営を継続する上で支障のある、老朽化箇所の修繕など施設整備を実施する。</p> <p>【⑤全国障害者総合福祉センター施設整備】 身体障害者福祉法に規定する社会参加支援施設である全国障害者総合福祉センターにおいて、老朽、施設の不備又は防災機能に係る施設の不備解消の観点から緊急度が高いものについて施設整備を実施する。</p> <p>【⑥障害者支援施設等の多床室の個室化改修事業】 障害者支援施設等について、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修経費について補助する。</p>	2022-厚労-21-0800
		26,328百万 円	16,750百万 円				

施策の予算額(千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	政策評価実施予定 時期	令和8年度
	2,071,561,261	2,136,273,555	2,280,422,047		
施策の執行額(千円)	1,938,797,789	2,068,510,954			
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(概要・記載箇所)	
	第208回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明		令和4年2月25日	特に、障害児支援については、児童福祉法の見直しの中で、児童発達支援センターの機能強化、障害児入所施設から地域生活等への円滑な移行の推進など、地域における障害児支援の充実を図ってまいります。	